

中京大学法学部教授・名古屋大学未来社会創造機構客員教授・弁護士

中川由賀 教授



中京大学法学部教授
名古屋大学未来社会創造機構客員教授
中川由賀教授

専門分野

- ・刑法
- ・刑事訴訟法
- ・自動運転に関する法律問題

キーワード

- ・自動運転
- ・法的責任

TEL: 052-835-7111

E-mail: nakagawa-yuka@law-consulting.jp

Website: <https://self-driving-car.jp/wp/>

■刑事実務の経験

私は、元々は検事として、15年間にわたり様々な刑事事件の捜査・公判を行ってきました。その間、多数の交通事故の捜査・公判にも携わってきました。

■自動運転に関する研究を開始

2014年、中京大学に移り、実務の世界から研究の世界に足を踏み入れ、2015年から、自動運転に関する法律問題の研究を始めました。当時は、自動運転に関する法整備の遅れが懸念されていた時期でした。私は、検事として多くの悲惨な交通事故を目の当たりにしてきましたので、自動運転技術が交通事故削減につながることへの強い期待感があり、法整備の遅れが技術発展の足かせになってはならないという思いを持っており、加えて、法整備が不十分なままに自動運転が社会実装されて司法の現場が混乱することがないよう、適時・適切な法整備の必要性を強く感じており、そのような気持ちから、この研究に取り組むようになりました。

■これまでの研究の流れ

研究者として駆け出しであるという自覚の下、毎年コンスタントに論文を書くことを決め、これまで以下のような流れで研究を進めてきました。

まずは、大きな枠組みを確認しておきたいと考え、自動運転に関する民事責任と刑事責任を対比して、自動運転に伴う変容と今後のあるべき方向性を検討しました。次に、日本国内での議論がガラパゴス化することのないよう、国連、アメリカ、ドイツ、イギリスの法整備についての検討を行いました。その上で、私自身の専門分野である刑事責任の分野に焦点を当て、ドライバーとメーカーの責任の変容について検討

を行ってきました。そして、2019年からは、科学研究費助成をいただき、検事としての実務経験も活かし、具体的事故事例を設定した上で、その分析を通じて自動運転車の交通事故に関する刑事責任を検討する研究を進めています。さらに、2020年施行の道路交通法及び道路運送車両法の改正を踏まえ、レベル3以上の法的責任に関する検討も行ってきました。また、直近では、2020年に国内で初めて言い渡されたレベル2の事故の判決の分析を踏まえて、ドライバーとメーカー・販売店関係者の刑事責任の検討をしております。また、自動運転移動サービスについて、安全性と採算性を両立させて継続的な事業化を行うための法的課題に対する提言も行っています。

■文理融合・産官学連携の取り組み

自動運転の法律問題は、新しい車両技術・交通ビジネスに関連する問題であり、文理融合・産官学連携の重要性を感じております。2018年からは、名古屋大学未来社会創造機構客員教授として、自動運転に関する理系研究者・企業関係者の方々と情報・意見交換を行いながら、研究を進め、シンポジウムやウェビナーの企画・運営も積極的に行っています。

■情報発信

自動運転が安全に社会実装されるためには、法的責任等も含む正確な理解がいき渡ることが必要だと感じております。そのため、内閣府の自動運転のWebサイトであるSIPcafeでコラムを執筆したり、SIPcafeの動画サイトで解説を行ったり、自らWebサイトを作成したりするなど、学術関係者だけではなく、広く一般の方々に向けても研究成果を積極的に発信しています。